

日常生活用具品目一覧

種目	品目	対象要件	性能	基準額(単 位：円)	耐用年数
		障がい名等			
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級及び下肢又は体幹機能障害2級と上肢機能障害2級以上で総合等級1級	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級	尿が自動的に吸引されるもので、障がい児・者又は介護者が容易に使用できるもの	67,000	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上	障がい児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上	障がい児・者又は介護者が容易に使用できるもの	15,000	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上	介護者が障がい児・者を移動させるに当たって、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童	原則として附属のテーブルをつけるものとする。	33,100	5年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年
	エアーマット	下肢又は体幹機能障害1級及び下肢又は体幹機能障害2級と上肢機能障害2級以上で総合等級1級	褥瘡防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなる機種	58,000	8年
自立生活	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害3級	入浴時の移動、座位の保持、	90,000	8年

支援用具	以上	浴槽への入水等を補助でき、障がい児・者又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。		
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上	障がい児・者又は介護者が容易に使用できるもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	4,450	8年
頭部保護帽	平衡機能、下肢又は体幹機能障害2級以上、療育手帳の程度が重度又は最重度、精神障害者保健福祉手帳の程度が2級以上	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの（ヘルメットを含む。）	15,960	3年
T字状・棒状のつえ	平衡機能、下肢又は体幹機能障害を有する	歩行時に身体を支え、安定させるために用いられるもの	4,400	3年
移動・移乗支援用具	平衡機能、下肢又は体幹機能障害3級以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障がい児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	60,000	8年
特殊便器	上肢機能障害2級以上、療育手帳の程度が重度又は最重度	温水温風が出るものを指し、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8年
火災警報器	障害等級2級（精神障害者保健福祉手帳を含む。）以上又は療育手帳の程度が重度	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせるこ	15,500	8年

		又は最重度である児・者(火災発生感知及び避難が著しく困難な障がい児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	とができるもの		
	自動消火器	障害等級2級(精神障害者保健福祉手帳を含む。)以上又は療育手帳の程度が重度又は最重度である児・者(火災発生感知及び避難が著しく困難な障がい児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	28,700	8年
	電磁調理器	視覚障害2級以上	視覚障がい者が容易に使用できるもの	41,000	6年
	歩行時間延長信号機用送信機	視覚障害2級以上	視覚障がい者が容易に使用できるもの	7,000	10年
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障害3級以上	音・声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10年
	環境制御装置	上肢、下肢又は体幹機能障害2級以上	複数の家電製品等の日常生活用具のリモコンを1台で操作できるもの	68,000	5年
	テーブルリフト	下肢又は体幹機能障害2級以上、車いすを常用	段差の大きい玄関等をスムーズに移動することが可能な機種	100,000	5年
	音声標識ガイド	視覚障害者2級以上	「歩行時間延長信号機用小型送信機」と一体となって使用できる受信機	25,000	5年
在宅療養等支援用	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5年

具	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい児・者であって、必要と認められるもの	障がい児・者が容易に使用できるもの	36,000	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい児・者であって、必要と認められるもの	障がい児・者が容易に使用できるもの	56,400	5年
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者	障がい児・者が容易に使用できるもの	17,000	10年
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上	障がい児・者が容易に使用できるもの	9,000	5年
	盲人用体重計	視覚障害2級以上	障がい児・者が容易に使用できるもの	18,000	5年
	パルスオキシメーター	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障がい児・者であって、必要と認められるもの	血中酸素濃度を簡便に計測でき、在宅での適正な健康管理を援助できるもの	46,000	5年
	情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体不自由者であって、発声発語に著しい障がい有する	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい児・者が容易に使用できるもの	98,800
情報・通信支援用具		上肢機能障害又は視覚障害2級以上	障がい児・者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト	60,000	5年
点字ディスプレイ		視覚及び聴覚の重複障害(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)又は視覚障害1級	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6年
点字器		視覚障害2級以上	障がい児・者が容易に使用できるもの	10,800	5年
点字タイプライター		視覚障害2級以上	障がい児・者が容易に使用で	63,100	5年

イター		きるもの		
視覚障がい者 用ポータブル レコーダー	視覚障害2級以上	障がい児・者が容易に使用で きるもの	85,000	5年
視覚障がい者 用文書読上げ 装置	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記載 された当該文字情報を暗号化 した情報を読み取り、音声信 号に変換して出力する機能が あり、障がい児・者が容易に 使用できるもの	99,800	6年
視覚障がい者 用拡大読書器	視覚障害3級以上	画像入力装置によって読みた いもの（印刷物等）が簡単に 拡大された画像（文字等）と してモニターに映し出せるも の	198,000	8年
盲人用時計	視覚障害2級以上	障がい児・者が容易に使用で きるもの	10,300	10年
聴覚障がい者 用通信装置	聴覚障害3級以上	一般の電話に接続することが でき、音声の代わりに文字や 画像により通信が可能な機器 であり、障がい児・者が容易 に使用できるもの	128,000	5年
聴覚障がい者 用情報受信装 置	聴覚障害3級以上	字幕及び手話通訳付きの聴覚 障がい者用番組並びにテレビ 番組に字幕及び手話通訳の映 像を合成したものを画面に出 力する機能を有し、かつ、災 害時の聴覚障がい者向け緊急 信号を受信するもので、障が い児・者が容易に使用できる もの	88,900	6年
人工喉頭	喉頭摘出による音声機能障 害	笛式と電動式があり、笛式は 呼気によりゴム等の膜を振動	72,300	5年

		させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの（附属品として気管カニューレを含む。）、電動式とは、顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの		
福祉電話（貸与）	聴覚障害又は外出困難		—	—
ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障がい、電話では意思疎通困難		—	—
視覚障がい者用ワードプロセッサ（共同利用）	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第34条に基づく施設	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000	—
点字図書	視覚障害	点字により作成された図書	一般図書購入価格相当額を控除した額	年間6タイトル又は24巻
電動ページめくり装置	上肢機能障害2級以上	電動により図書のページをめくる機種	150,000	5年
携帯用会話補助装置専用大型キーボード	音声言語機能障害又は肢体不自由者であって、発声発語に著しい障がいをもつ	携帯用会話補助装置に接続可能であって、足で入力ができるようキーが大型化された機種	80,000	5年
見えるラジオ	聴覚障害3級以上	携帯可能で、液晶画面により文字情報を受信することができるもの	10,000	5年
パーソナルコンピュータ	上肢機能障害又は視覚障害2級以上	パーソナルコンピュータ又はワードプロセッサの入力	60,000	5年

	用特殊入力装置		操作が補助でき、障がい児・者が容易に使用できるもの		
	人工内耳用体外装置	聴覚障害であって、現に人工内耳を装着して5年以上経過しているもの	人工内耳用体外装置（医療保険の適用がない買い替えの場合に限る）	500,000	5年
	埋込型人工喉頭用人工鼻（取り付け用シールを含む。）	喉頭摘出による音声言語機能障害3級又は同程度の身体障がい児・者であって、必要と認められるもの	永久気管孔に取り付けるフィルターであって、加温加湿の機能を有するもの	23,760	1ヶ月
排泄管理 支援用具	ストマ装具（蓄尿袋）	ぼうこう又は直腸機能障がいであって、ストマを造設しているもの	人工ぼうこう造設者が使用する蓄尿袋 附属品：皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー等袋を身体に密着させるもの	11,639	1ヶ月
	ストマ装具（蓄便袋）		人工肛門造設者が使用する蓄便袋 附属品：皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー等袋を身体に密着させるもの	8,858	1ヶ月
	紙おむつ等	65歳未満の特別障害者手当受給権者若しくは3歳以上の障害児福祉手当受給権者又は次に掲げる障がいをする者 (1) 高度の排便機能障害 (2) 高度の排尿機能障害 (3) 脳原生運動機能障害かつ意思表示困難	紙おむつ・サラシ・ガーゼ・脱脂綿	12,000	1ヶ月
	収尿器	高度の排尿機能障害		8,800	1年

住宅改修費	居室生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性の脳病変による運動機能障害3級以上	障がい児・者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの 居室生活動作補助用具の購入費及び改修工事費	200,000	1回
-------	------------	--------------------------------------	--	---------	----

難病

種目	品目	対象要件	性能	基準額(単位：円)	耐用年数
		難病患者等の状態			
介護・訓練支援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8年
	特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5年
	特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5年
	体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障がいのある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障がいのある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する者 常時介護を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易	90,000	8年

			に使用し得るもの		
	便器	常時介護を要する者	難病患者が等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	4,450 5,400 (便器に手すりをつけた場合)	8年
	特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	151,200	8年
	歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移動動作の補助、段差解消等の用具となるもの	60,000	8年
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700	8年
在宅療養等支援用具	ネブライザー	呼吸器機能に障がいのある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400	5年
	パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500	5年
住宅改修	居宅生活動作	下肢又は体幹機能に障がい	難病患者等の移動を円滑にす	200,000	1回

費	補助用具	のある者	る用具で設置に小規模な住宅 改修を伴うもの		
---	------	------	--------------------------	--	--